

薬 第 1616 号
平成 28 年 6 月 22 日

各関係団体長様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、平成 28 年 6 月 22 日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる4物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

- (1) エチル=2-[1-(5-フルオロベンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類
- (2) 1-(3, 4-ジメトキシフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類
- (3) 1-ペンチル-N-(キノリン-8-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- (4) メチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類

(5) 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

2. 知事が公示して定める物

1. (2) 及び (3) に掲げる物及びこれらのいずれかを含有する物について、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（平成 24 年大阪府規則第 210 号）第 3 条第 5 号の規定により同号の知事が公示して定める物（同号口に掲げる用途に供する場合に限る。）に定めました。

3. 施行期日

平成 28 年 6 月 23 日

大阪府健康医療部
薬務課麻薬毒劇物グループ
TEL: 06-6941-9078 (直通)
FAX: 06-6944-6701